

川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱

平成 27 年 3 月 31 日
26 川市こ企第 5 1 4 号

（設置の目的）

第 1 条 子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現と「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」を目指し、本市における子ども・子育て施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進するため、川崎市こども施策庁内推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 推進本部会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）川崎市子ども・子育て支援事業計画等の行政計画に基づく施策の推進に関すること。
- （2）青少年施策及び子どもの権利施策並びに保育・幼児教育施策、待機児童対策施策、児童家庭支援施策その他子ども・子育て支援等に係る施策のための協議及び調整に関すること。
- （3）その他子ども・子育て施策推進に必要な事項に関すること。

（構成）

第 3 条 推進本部会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 議長は、市長をもって充てる。
- 3 副議長は、副市長（こども未来局担当）をもって充てる。
- 4 議長は、会務を総理する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第 1 項に掲げる者のほか、議長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（会議）

第 4 条 推進本部会議は、議長が招集する。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

（検討部会）

第 5 条 推進本部会議に付議する事項について、調査、検討及び意見調整をするため、推進本部会議に川崎市こども施策庁内推進本部会議検討部会（以下「検討部会」という。）を置く。

- 2 検討部会は、検討項目の内容に応じて、関係部署の課長級の職員（以下「構成員」という。）で構成する。
- 3 検討部会の部会長は、検討項目の内容に応じて、こども未来局長が指名する。
- 4 部会長は、会務を総理する。

- 5 検討部会の副部会長は、部会長が指名する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 構成員のほか、部会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 8 検討部会は、部会長が招集する。
- 9 部会長は、緊急を要する場合その他必要と認める場合には、会議の概要等を記載した書面により、構成員の意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって、検討部会の決定に代えることができる。この場合においては、部会長はその結果を書面により速やかに構成員に報告するものとする。

(事務局)

第6条 推進本部会議及び検討部会の事務を処理するため、事務局をこども未来局総務部企画課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年10月20日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 川崎市待機児童対策推進本部会議設置要綱(25川市保推第364号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第３条関係）

川崎市こども施策庁内推進本部会議

◎	市長
○	副市長（こども未来局担当）
	副市長（関係局・区役所担当）
	総務企画局長
	財政局長
	市民文化局長
	健康福祉局長
	こども未来局長
	川崎区長
	幸区長
	中原区長
	高津区長
	宮前区長
	多摩区長
	麻生区長
	教育次長

◎議長、○副議長 事務局：企画課